高松市緊急事態等対処計画の概要

第1章 総則

第1目的

高松市危機管理指針に基づき、自然災害等および武力攻撃事態等を除いた危機に適切に対応し、市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的とする。

第2 定義

緊急事態等とは,感染症,環境汚染などといった,自然災害等および武力攻撃事態等以外 の危機をいう。

- 1 市民の生命、身体および財産に直接的かつ重大な被害を及ぼす事件、事故等
 - ・テロ など ※ 大規模なテロは、高松市国民保護計画による
- 2 市民生活に重大な被害を及ぼす事件,事故等
 - ・環境汚染

• 大規模食中毒

• 水質汚染

- 市施設での事件・事故
- ・教育施設での事件・事故
- 感染症
- ・ 重大な家畜伝染病
- ・ 必来症・ イベント等における事件・事故
- 情報システムへの脅威
- 異常渇水

第3 位置付け

この計画は、本市が取り組む各種の緊急事態等に対し、適切に対応するための細部計画(危機管理対応マニュアル)を定める際の指針として位置付け、全般に共通する事前対策、応急対策、復旧対策などについて定める。

各所管部局は,本計画を基に,細部計画(危機管理対応マニュアル)の策定に努めること とし,想定されていない緊急事態等が発生した場合は,本計画の規定を準用する。

第4 危機管理体制

発生した緊急事態等の規模や被害状況に応じ、全庁的に緊急事態等に備えるよう、次のと おり危機管理体制を確立する。

区分	危 機 管 理 体 制
レベルI	緊急事態等が発生し、またはそのおそれがある場合、所管部局は情報収集 や緊急事態等への対処を行い、危機管理担当部局(総務局)へ報告するとと もに、必要に応じて関係部局と情報を共有する。
レベルⅡ	緊急事態等の被害が拡大するおそれがある場合,所管部局は危機管理担当 部局(総務局)へ報告するとともに,関係部局と連携し,情報収集や緊急事 態等への対処を強化する。
レベルIII	緊急事態等の被害が相当程度拡大しまたは社会的な影響が大きく全庁的な 対応が必要な場合には、市長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集や 緊急事態等への全庁的対処を行うなど非常体制を敷く。

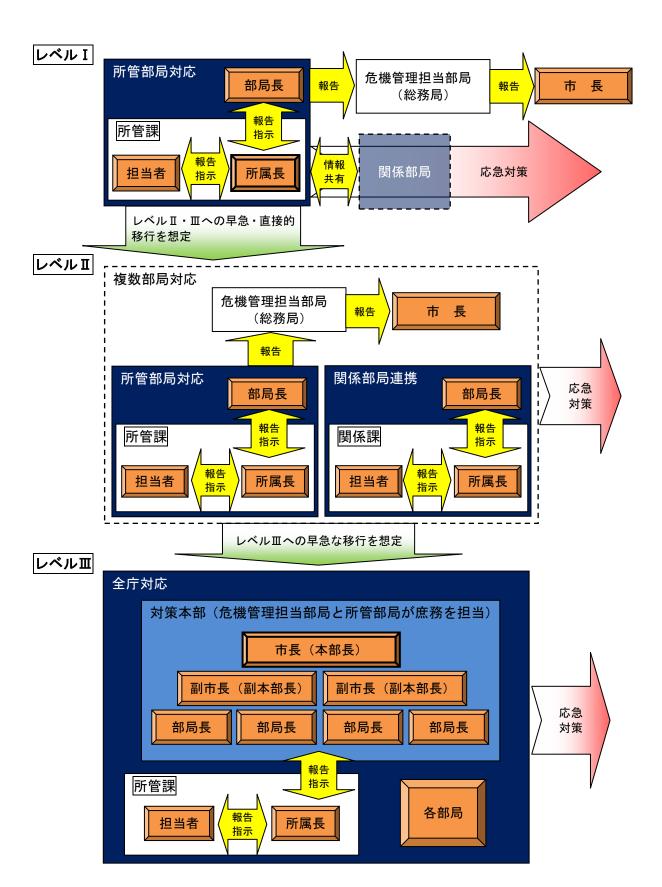
対策本部

構成 本部長(市長),副本部長(副市長),本部員(各部局長等) 庶務 危機管理担当部局(総務局)と所管部局は情報収集,対応方針の協議・ 決定,関係機関等との連絡調整を行う。

所管課は、細部計画(危機管理対応マニュアル)の策定に当たり、各レベルへ移行する基準について、緊急事態等の規模や被害状況などを数値化するなど具体的に表現するよう努める。

緊急事態等発生時の各レベルにおいては、所属長など対応についての意思決定ができる責任者を確保し、情報の一元化と対応方針の統一化を図る。

危機管理担当部局(総務局)は、発生規模や被害状況により、レベルの早急な移行やレベルⅢへの直接的移行などを想定して、市長などに迅速に報告する。



第2章 事前対策

第1 予防対策

所管部局は想定される緊急事態等ごとに実施すべき対策や状況に応じた職員配備・動員計画を盛り込んだ細部計画(危機管理対応マニュアル)を策定するとともに,関係部局や関係機関等と連絡会議等を設置するなど連携を図り,危機事象の調査,資料の収集および研究に積極的に取り組む。

第2 訓練・研修

緊急事態等が発生した場合の対応の備えとして、市民や関係機関等と連携した訓練・研修 を行い、危機対応能力の向上を図る。

第3 啓発

緊急事態等に備えるために調査・研究した危機管理に関する知識・技術等の情報を提供し、市民への危機管理知識の普及や啓発を図る。

第4 情報収集・伝達体制

緊急事態等の状況に応じた職員配備・動員計画を策定するとともに、防災行政無線などの情報伝達機器を整備する。

第5 資機材等の備蓄・整備

緊急事態等ごとに必要な資機材等を備蓄・整備し、適切に管理するとともに、関係機関と協定を締結し、物資の調達を図る。

第6 関係機関等との協力体制の整備

国,県,警察および自衛隊等の関係機関と連携を密にし,必要に応じ協定を締結するなど協力体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1 緊急活動体制

緊急事態等の発生の規模や被害等の規模に応じ、迅速に対応できる動員体制など緊急活動体制の早期確立を図る。また、対応部局を決定する。

第2 情報の収集・分析

緊急事態等の内容や発生原因、被害状況等の情報を迅速かつ確実に収集・分析するとともに情報の共有を図る。情報の混乱や錯綜を防ぐため、対応について意思決定をする所属長など責任者に対する情報の一元化と対処方針の統一化を図る。

第3 広報

緊急事態等の情報や注意事項、被害情報等を市民に迅速かつ正確に提供する。

第4 医療・救護対策

被災傷病者の医療・救護を最優先に医療救護活動を実施し、被害の拡大を防止する。

第5 游難対策

緊急事態等が拡大,あるいは拡大が予想され,二次被害などを避けるため避難が必要と認められる場合,消防,警察等の関係機関等の協力を得て,その周辺の市民の避難を実施する。

第6 関係機関等との連携

緊急事態等や被害の状況により国や県、警察、自衛隊などに応援を要請するなど関係機関等との連携を図る。

第4章 復旧対策

第1 情報提供

市民の安心を図るため、今後の対応などの情報をホームページ等各種広報手段により広報するとともに、報道機関に情報提供を行い、市民への周知を図る。

第2 復旧の推進

応急対策が終了した段階で安全確認を行い、被害にあった施設その他の機能等の早期復旧を推進するとともに、市民生活の早期回復のための相談、要望等に対応するなど、被災者の生活再建を支援する。

第3 再発防止対策

緊急事態等の発生原因や被害拡大要因の分析、究明を行い、今後改善すべき課題を洗い出 し、再発防止対策の検討をする。

第4 検証

緊急事態等の収拾後は、必要に応じて関係機関等や専門家による検証を行い、必要に応じて細部計画(危機管理対応マニュアル)に反映させ、本市の緊急事態等に対する機能の向上を図る。

第5章 細部計画(危機管理対応マニュアル)の作成

細部計画(危機管理対応マニュアル)の共通項目例

大項目	中項目	小 項 目
1 総則	(1)目的	①計画の目的
	(2)定義	①用語の定義 ②対象とする危機事象
	(3)危機管理体制	①危機事象ごとに対応方針を規定 ②部局内ごとに役割分担を規定
2事前対策	(1)危機管理意識の向上	①危機事象の予防対策②行動指針③職員研修の実施④市民に対する啓発
	(2)危機管理体制の整備	①危機管理責任者の設置 ②関係機関等との連携
	(3)資機材等の確保	①備蓄による確保 ②協定等による調達
	(4)訓練の実施	①総合訓練等
3 応急対策	(1)情報の収集・管理	①情報の収集・伝達 ②情報の管理
	(2)応急対策の検討・決定	①検討・決定②役割分担の確認③職員の動員計画④全庁的な対策への移行
	(3)応急対策の実施	①被害者への対応 ②被害の拡大防止 ③広報活動 ④関係機関との連携 ⑤ボランティアの受入れ
4復旧対策	(1)復旧・復興の推進	①安全性の確認 ②生活再建と施設復旧
	(2)被害者等へのフォロー	①復旧相談の実施 ②心と健康相談の実施
	(3)再発防止策の検討・実施	①危機発生原因の究明 ②課題の整理 ③再発防止策の検討・実施
	(4)対応の評価とマニュアル の見直し等	①対応の評価②マニュアルの見直し③マニュアルの引継ぎ